

おおいた内部情報システム共同調達団体内部情報システム再構築業務
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要・目的

佐伯市、豊後大野市、由布市、竹田市、津久見市の5自治体（以下「構成団体」という。）で構成する、おおいた内部情報システム共同調達団体（以下「本団体」という。）は、現行システムの保守サービス停止期限が令和11年7月31日までであることから、「安全性・効率性・持続可能性を備えた共同利用型システムの実現」を基本方針とし、共同調達・共同利用を通じて調達・運用コストの削減と業務の効率化を図ることを目的とし、内部情報システムの再構築を実施する。本要領は、再構築の実施にあたり、事業者を選定することについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務内容

（1）業務名

おおいた内部情報システム共同調達団体内部情報システム再構築業務委託

（2）業務内容

別紙仕様書のとおり

（3）履行期間

ア システム導入及び構築期間

別記1のとおり

イ システム運用保守期間

別記1のとおり

（4）選定方法

公募型プロポーザル方式

（5）提案上限額

提案上限の金額（消費税及び地方消費税を含む）は次のとおりとする。なお、当該金額は契約時の予定額を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

ア システム導入及び構築経費（イニシャルコスト）

総額	構成団体別内訳	
460,126,000円	佐伯市	106,513,000円
	豊後大野市	77,607,000円
	由布市	105,411,000円
	竹田市	98,525,000円
	津久見市	72,070,000円

- イ システム運用保守に関する経費（ランニングコスト）
事業者選定の評価算定基準として評価対象とするが、提案上限額は設定しない。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 本団体を構成する全ての構成団体において、物品等の調達、売払い及び役務の提供に関する競争入札参加資格を有する者又はその資格を有しない者で次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者であること。
 - ア 履歴事項全部証明書（写し可）
※参加申込書提出期限以前、3か月前までに発行したもの
 - イ 国税の納税証明書（その3の3）及び全ての構成団体の滞納のない（完納）証明書（写し可）
※参加申込書提出期限以前、3か月前までに発行したもの
 - ウ 財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書）
 - エ 印鑑証明書（写し可）
※参加申込書提出期限以前、3か月前までに発行したもの
 - オ 誓約書（様式第7号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本プロポーザル公募開始日から参加資格確認までの間に、各構成団体において、指名停止に関する規程に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び構成団体に係る市税の滞納がない者であること。
- (7) ISMS（ISO/IEC27001）又はプライバシーマークの認証を取得している者であること。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原
材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会
的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 共同企業体による場合は、次の要件を満たす者であること。

- ア 共同企業体において協定を締結していること。また、共同企業体は、自主
結成とし、構成員は、代表構成員とその他の構成員の2者以下の構成であ
ること。
- イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロ
ポーザルに参加していない者であること。
- ウ 共同企業体の全ての構成員が、上記（1）～（8）の参加資格要件を満
たす者であること。

4 事業者選定者

おおいた内部情報システム共同調達団体

構成団体：佐伯市、豊後大野市、由布市、竹田市、津久見市

【事務局】佐伯市 総務部 情報推進課 情報化推進係

住 所：〒876-8585

大分県佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所本庁舎4階

電話番号：0972-22-4543

Eメール：suisin@city.saiki.lg.jp

5 プロポーザル実施スケジュール概要

No.	項目	時期
1	実施要領・仕様書等の公表	令和8年1月23日（金）
2	質問提出期間	令和8年1月23日（金）から 令和8年1月30日（金）まで
3	質問回答期限	令和8年2月3日（火）
4	参加申込書提出期限	令和8年2月6日（金）
5	参加資格を有しない者への通知期限	令和8年2月12日（木）

6	企画提案書提出期限	令和8年2月20日（金）
7	審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年2月27日（金）
8	結果通知	令和8年3月2日（月）

6 実施要領、仕様書及び関係様式等の交付

（1）交付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月6日（金）

（2）交付方法

佐伯市ホームページに掲載するので、次のURLからダウンロードすること。なお、ダウンロードが困難な場合は、4の事務局まで問い合わせすること。

URL：<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji00311232/index.html>

7 質問・回答

（1）質問提出期間

令和8年1月23日（金）～令和8年1月30日（金）午後5時まで

（2）提出方法

質問事項を質問書（様式第3号）に記入し、件名を「内部情報システム再構築業務プロポーザル質問書（株式会社●●●）」とし、以下のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。なお、メール送信後に、質問を提出した旨を4の事務局に電話連絡すること。

送信先メールアドレス：suisin@city.saiki.lg.jp

（3）回答方法

令和8年2月3日（火）までに随時質問者に対し電子メールにて回答し、全ての質問に対する回答を佐伯市ホームページにて公表する。

URL：<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji00311232/index.html>

8 参加申込書等の提出

（1）提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで

※提出期限後に到着したものは無効とする

（2）提出先

4の事務局まで提出すること

（3）提出書類

ア 参加申込書（様式第1号） 1部

※共同企業体の場合は、共同企業体及び代表構成員名で申込むこと

イ 共同企業体協定書（様式第2号）の写し 1部

※共同企業体のみ、本様式にて協定を締結し提出すること

ウ プライバシーマーク又はISMS認証の取得を称する登録証の写し 1部

エ 3の（2）の有資格者でない者は、同規定に明記した書類 各1部

※共同企業体の場合は、構成員ごとに提出すること

（4）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く開庁日の午前9時～午後5時までとする

※郵送の場合は、封筒の表面に「おおいた内部情報システム共同調達団体内部情報システム再構築業務委託参加申込書等在中」と朱書きし、一般又は簡易書留により送付すること。また、4の事務局まで提出した旨の電話連絡すること。

（5）プロポーザル参加資格の通知

参加資格を有する者に対する通知は省略するものとし、参加資格を有しない者に対する通知は、令和8年2月12日（木）までに電子メールにより通知する。

9 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで

（2）提出先

4の事務局まで提出すること

（3）提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 会社概要書（任意様式）※パンフレット等で可

ウ 業務実施体制（様式第4号）

エ 業務実績調書（様式第5号）

オ 見積書（様式第6号-1）

カ 見積書明細書（様式6号-2）

キ 別紙2_機能要件一覧（評価区分に回答を記入したもの）

ク ア～キをPDFファイル化したデータ及びキのエクセルデータを記録した電子媒体（CD-R等）

（4）提出部数

ア～カまでの書類を、各10部（正本1部・副本9部）、クの電子媒体を、1枚提出すること。

（5）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く開庁日の午前 9 時～午後 5 時までとする

※郵送の場合は、封筒の表面に「おおいた内部情報システム共同調達団体内部情報システム再構築業務委託企画提案書等在中」と朱書きし、一般又は簡易書留により送付すること。また、4 の事務局まで提出した旨の電話連絡をすること。

(6) 書類作成上の留意事項

ア 1 事業者につき、1 提案とする

イ 企画提案書

(ア) A4 (横書き、文字の大きさ 10.5 ポイント以上、両面印刷 50 ページ以内) を原則とし、表紙及び目次をつけ、ページ番号を付与すること。資料等の都合により、A3 も可とするが、折りたたんで綴じること。

(イ) 具体的な内容が把握できるように、図や表等を用いて、提案内容を分かりやすく記述し、記述にあたっては、専門知識を有しない者に対する配慮を行うこと。

(ウ) 仕様書の内容を踏まえ、別紙 4 「評価基準表」の評価項目を網羅した提案内容とすること。

(エ) 仕様書に記載のない事項についても、有益な提案があれば記載すること。

(オ) 類似機能を有する代替案を提案することも可とするが、その場合、機能特徴やメリット・デメリット等について明示すること。

(カ) 企画提案書類一式を上記(3) ア～カの順番に並べて綴じ、インデックスを貼ること。

ウ 見積書

(ア) 仕様書に記載されている項目のうち、実現可能である項目に必要となる全ての経費を計上すること。なお、必要な経費について過少に見積りをする、又は必要な経費を算入しなかった等により、提案上限額を上回る費用が生じた場合、やむを得ない事由が存在しない場合は、受託事業者の負担となることがあるため、必ず適正に見積りを行うこと。

(イ) 見積書に記入する金額は契約金額ではなく、本プロポーザルにより受託候補者を選択するための企画提案書の一部であることに注意すること。

(ウ) 構成団体ごとに、

①導入及び構築経費（システム構築費、データ移行費、導入支援費等）

②運用保守経費（保守費、運用費、クラウド利用料等）

に分けて作成すること。

※②については、本稼働から 5 年間分（60か月分）を算出すること。

(エ) 本業務は 5 構成団体による共同調達であり、各構成団体が個別に調達する場合と比較して、経費削減効果が認められることを必須要件とするため、単独調達の場合と比較した削減額及び削減率を明記すること。

(オ) 本業務における既存データの排出に係る経費については、現行システムの保守事業者から提示のあった以下の金額（消費税及び地方消費税を含む）を上限に、導入及び構築経費の中に算入すること。なお、各団体において、提示のあった金額に含まれていないデータの移行が追加が必要となる場合は、受託候補者決定後に各構成団体と個別に協議して対応するものとし、追加に掛かる費用は契約額に追加算入するものとする。

総額	団体名	金額
46,612,500 円	佐伯市	9,322,500 円
	豊後大野市	9,322,500 円
	竹田市	9,322,500 円
	由布市	9,322,500 円
	津久見市	9,322,500 円

エ 別紙2_機能要件一覧

(1) 機能要件一覧内の各項目への対応の可否を次の要領で記入すること。

- ◎ (パッケージ標準) : パッケージ標準機能で対応可能
- (代替案又は回避策) : 運用の工夫や代替機能で対応可能
- △ (カスタマイズ対応) : カスタマイズが必要
- × (対応不可) : 実現不可能

※△カスタマイズで対応可能と回答した項目に係る費用は、見積書に含めること

10 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書等の書類は、本プロポーザルにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 提出した企画提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、選定委員会から指示があった場合を除く。
- オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

11 審査

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時・場所

令和8年2月27日（金） ※詳細な時間は別途通知する

佐伯市役所 6階 第一委員会室

※諸事情により、日程を変更することもある

イ 提案時間

1者につき プレゼンテーション 50分

質疑応答時間 20分

ウ 提案者

1者につき 5名までとする

エ 提案に使用する機材

プロジェクター、スクリーン又は大型電子黒板は事務局にて準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が準備すること。

オ その他

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(2) 評価基準

別紙4「評価基準表」のとおり

(3) 選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、別紙4「評価基準表」に基づき、選定委員会が提案内容を評価し、評価結果に対する選定委員会の審査を経て契約の相手方の候補者を選定する。

イ 選定委員会は、提案上限額の範囲内で、評価基準表における技術点のうち、最低基準点の対象となる大項目の合計点が最低基準点の6割以上である者の中から、最も合計評価点の高い提案者を受託候補者として選定する。最も高い合計評価点の業者が複数あった場合は、選定委員会各委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者を選定するものとし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、選定委員会委員の多数決によって選定する。

ウ 選考の結果最も合計評価点の高い者と随意契約の交渉を行うが、その者と合意にいたらない場合は、次に合計評価点の高い者から順に交渉を行う。

エ 提案者が1者の場合でも評価を行う。

(4) 選定結果の通知及び公表

受託候補者の選定後、令和8年3月2日（月）にプレゼンテーションを行った全ての事業者に対し電子メールで通知する。また、佐伯市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に対する異議申し立てには一切応じない。

12 仕様書の確定及び契約の締結

各構成団体において、受託候補者との協議により、仕様書を確定させ、見積書の徵取を行った上で、契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合、又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次順位者から順次協議を行う。

13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 実施要領又は仕様書に示された条件に適合しない又は違反している場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) 提案上限額を超えた見積額を提示した場合
- (6) 最低基準点を設けた項目について、各委員の評価点の平均点が最低基準点に満たない場合
- (7) 各構成団体が個別に調達する場合と比較して、経費削減効果が認められない場合
(削減率 0%以下)
- (8) その他、社会通念上失格にあたる事由があると選考委員会が認める場合

14 受託候補者決定の取り消し

受託候補者の決定から随意契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合は、受託候補者の決定を取り消すことができるものとする。この場合において、当団体は取り消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。

- (1) 各構成団体において、指名停止措置を受けた場合
- (2) 本プロポーザルに参加する要件を満たさなくなった場合

15 その他

- (1) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類は、公表しないものとする。ただし、情報公開条例その他関係法令等に基づき、公表する必要があると認められる場合はこの限りでない。
- (4) 失格とされた場合又は関係する法令等に違反があった場合、その者に対し各構成団体において指名停止措置を行うことがある。
- (5) プロポーザル参加者は、プロポーザル参加条件の不知又は内容の不明を理由として異

議を申し立てることはできない。

- (6) 必要があると認められる場合は、プロポーザルの延期又は取り消しを行うことができる。この場合において、本団体は参加申込者に対し、損害賠償の責めを一切負わない。
- (7) 上記 13、14、15 については、共同企業体の各構成員に対し準用する。
- (8) プロポーザル参加を辞退する者は、参加辞退届（様式第 8 号）を令和 8 年 2 月 26 日（木）正午までに 4 の事務局まで提出すること。提出は、持参又は郵送（一般又は簡易書留）によるものとし、郵送の場合は郵送した旨を 4 の事務局へ電話連絡すること。

別記 1

団体名	年 度	システム導入構築期間	システム運用保守期間 想定期間：5年間 (60か月)	導入システム区分
佐伯市	令和8年度	契約締結日から 令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで	財務会計システム 人事給与システム 文書管理システム 勤怠管理システム
豊後大野市	令和8年度	契約締結日から 令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで	財務会計システム 人事給与システム 文書管理システム
由布市	令和8年度	契約締結日から 令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで	グループウェア
	令和9年度	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和10年4月1日から 令和15年3月31日まで	財務会計システム 人事給与システム 文書管理システム 勤怠管理システム
竹田市	令和8年度	契約締結日から 令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで	財務会計システム 人事給与システム 文書管理システム 勤怠管理システム
津久見市	令和8年度	契約締結日から 令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで	勤怠管理システム
	令和9年度	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和10年4月1日から 令和15年3月31日まで	財務会計システム 人事給与システム 文書管理システム